

清情審答申第5号

令和5年2月13日

清水町長 関 義弘 様

清水町情報公開審査会

会 長 安本 晋



答 申 書

当審査会は、清水町情報公開条例第19条の規定に基づく令和4年6月28日付け一部公開決定（令和4年清く廃第20号）に対する審査請求に係る諮問について、以下のとおり答申する。



記

1 審査会の結論

実施機関が不存在を理由として非公開としたことは結論において妥当である。

2 審査請求に係る経緯

(1) 公開請求

審査請求人は、令和4年6月14日、実施機関に対し、清水町情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書の公開請求を行った。

ア 沼津市新中間処理施設整備事業に係る沼津市との打合せ記録簿等で、下記年月日6回の記録簿等

平成29年5月16日（沼津市に渡した「区役員に渡した区要望案」を含む。）

平成29年9月14日

平成29年11月8日（沼津市から配布された「負担割合の案と他の自治体事例をまとめた資料」を含む。）

平成30年7月13日、平成30年8月2日、平成30年8月28日

イ 沼津市新中間処理施設整備事業に係る沼津市との打合せ記録簿等で、下記年月日7回の記録簿等の第1ページとその最終ページ（記録簿等が1ページの場合は第1ページのみとする。）

令和元年5月16日、令和元年7月16日、令和元年7月29日

令和元年8月14日、令和元年8月23日、令和元年10月8日

令和元年11月29日

(2) 実施機関の決定

実施機関は、令和4年6月28日、本件請求に対応する文書を特定し、前記2(1)の公開請求書類のうち、アについては「沼津市ごみ新中間処理施設建設」について、の外原区要望案として町が参考に作成した文書案（1ページ）及び平成29年11月8日に沼津市から提示された「新中間処理施設建設負担金割合決定に関する今後の方針」に係る参考資料（12ページ）を公開し、イについては令和元年5月16日に沼津市から提示された「沼津市・清水町との今後の協議に関する方針」に関する資料（3ページ）及び令和元年10月8日の沼津市と清水町の打合せ等記録簿（1ページ）を公開したが、その余の打合せ記録簿等については、文書不存在を理由として公文書を公開しなかった決定（以下「本件処分」という。）をなし、その旨、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和4年8月24日、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を取消し、公開を求める審査請求を行った。

(4) 諮問

実施機関は、令和4年9月1日、当該審査請求を受けて、条例第19条の規定により、当審査会に諮問をした。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、行政文書を公開するとの決定を求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 令和元年5月16日の打合せは「新町長の就任に伴い、町担当課が新町長にレ



クチャーを行うため」に実施したとされているところ、そのような打合せの記録が存在しないはずはない。

イ 町が沼津市に渡した「区要望案としての町が参考に作成した文書案」及び沼津市が町に提示した負担割合の案と他の自治体の事例をまとめた資料を特定し公開しているにもかかわらず、これら文書の受け渡しに関する日時・場所・受渡者等の記録が存在しないはずがない。

ウ 町くらし安全課長は、上司の命を受けて本事業の事務を掌り、結果を上司に報告、上司の指示を受けて事務を処理していた。上司である町長、副町長、総務課長は、本事業の記録を保管していると考えられる。

エ 令和4年5月13日付け清く廃第14号の決定書の内容について疑問がある。

オ 行政を進めるうえで、文書処理が基本と認識して執務しているはずの町長はじめ町職員は、今回処分に係る打合せ協議等について、記録し保管していると推察される。

カ 沼津市との間で行った13回の打合せ協議のうち、12回の記録簿を作成していないことは組織体として不当である。

キ 以上のとおり、一部非公開とした決定には異議がある。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成29年5月16日から平成30年8月28日までの記録については、打合せに関係職員が参加していて、特に記録すべき内容とは認識していないことから、記録簿等を作成していない。

令和元年5月16日から令和元年11月29日までの記録については、外原区との意見交換会に関することであり、意見交換会の内容については別途記録簿が作成されていることから、沼津市との打合せに係る記録簿は作成していない。

現在までの打合せ等については、意思決定を伴う内容は協議されていないことから、文書の作成は行っていない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件処分に関する事情

ア 実施機関は、文書不存在を理由として公文書非公開決定を行ったことから当該決定の当否に関する事情について、まず検討する。

イ 審査請求人が特定した各打合せ日については、相手方である沼津市の文書によって打合せの実施がそれぞれ裏付けられているところ、各打合せが実施されたこと自体は、実施機関にも争いが無い。

ウ 実施機関によれば、文書不存在については、会議録、記録簿等の内容の全部又は一部を記した書面は作成しておらず、音声ファイル等も残していないとのことである。

このような取扱いをしている理由として、打合せの内容について記録簿等を作成するかどうかについて判断を行っているが、その判断は担当者や担当課によるところ、本件では、特に記録すべき内容が協議されたものではなく（意思決定を伴う内容を協議していない。）、外原区との意見交換会の内容を報告したのものについては、意見交換会自体に記録簿が作成されているから重ねて記録簿等を作成する必要はないとの担当者の判断と裁量によって記録簿等を作成しなかったとのことである。出張についての復命書の作成についても同様の判断で作成していないとのことである。また、本協議内容の引継ぎは担当者間では口頭で行っているとのことである。

エ 当審査会事務局においても、関連すると思料される文書、電磁的記録及び音声ファイルを全て確認したが、該当するような文書、電磁的記録及び音声ファイルは見つからなかった。

## (2) 当審査会の判断

ア 以下、実施機関による不存在の主張の妥当性について、検討する。

実施機関において記録簿等を作成する法律、条例上の義務ではなく、その作成の要否については実施機関の裁量に委ねられていると思料されること及び現存する文書や電磁的記録を検索しても該当する文書又は電子記録が存在しなかった事実からすれば、本件において、公文書が不存在である事実自体については直ちに不当であるとまでは言えないから、実施機関による不存在を理由とする非公開とした結論は妥当と判断する。

本件処分に対する当審査会の判断は以上のとおりである。

イ 付言

当審査会は、実施機関における公文書の作成の要否、適否を判断する権限は有しないから、これに関して何らの措置もなしえないことは別件答申におい



ても繰り返し述べたとおりである。

しかし、本件の経緯に鑑みて付言する。

実施機関と沼津市との間での協議の内容は実施機関においても重要と認識しているところ、沼津市側の打合せ記録からすれば、実施されている協議内容が単なる確認的打合せや立ち話といった程度を超えた重要な協議がなされていることは明らかである。

こうした重要な協議については、議論の内容や合意事項等を記録して記録簿等を作成し、保管することによって交渉の相違防止や効率化を図ることが重要であると思料される。実施機関と沼津市との間で行われている本件の協議については、多年にわたり複数回の協議が行われているところ、こうした協議では多数の報告、検討を重ねた上で一定の合意形成が図られるのであり、その形成過程を記録しなければ意思決定をなす前提を正確に把握できなくなるおそれがある。行政機関においては、担当者の交代、異動が予定されており、継続的な交渉を実施する場合においては、過度に担当者個人の裁量、記憶に頼ることなく、従前の交渉過程を記録して引継ぐことは重要である。しかし、本件のような多年にわたる多数の重要な協議においても意思決定を伴っていないとか、担当者の裁量で記録の必要性がないと判断されたから記録簿等が作成されていないといった実施機関の扱いは合理的とは言えず、こうした公文書作成の取扱いについて、審査請求人が疑問を呈するのも理解できる。

さらに、清水町情報公開条例の趣旨・目的が、清水町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政参加のより一層の促進を図り、もって町民の町政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の発展に寄与することに鑑みれば、実施機関の行う事務事業の執行過程については、できる限り公開されることが望ましい。

そうであるとすれば、特に重要と認識されるような事務事業の執行過程は、可能な限り文書や電子的記録として作成、保存されるべきである。

現在においては、実施機関と沼津市との間で行われる協議については、別途必要に応じた記録を作成するように取扱いを変更しているとのことではあるし、実施機関においては、各課に対して公文書の作成の要否の見直しや作成する公文書が情報公開条例の趣旨・目的に適うかを検討するよう通知されている



ところ、行政活動全体について条例の趣旨・目的に従ってより一層適切な情報の取扱いがなされるように引き続き要望する次第である。

## 6 審査会の処理経過

- (1) 令和4年9月1日 実施機関から諮問を受け付けた。
- (2) 令和4年9月8日 実施機関から意見書（理由説明書）を受け付けた。
- (3) 令和4年9月26日 審査請求人から意見書を受け付けた。
- (4) 令和4年10月14日 第1回審査会を開催した。
- (5) 令和4年11月16日 第2回審査会を開催した。（審査請求人からの口頭意見陳述を実施）
- (6) 令和4年12月13日 第3回審査会を開催した。（実施機関からの意見聴取を実施）
- (7) 令和5年1月27日 第4回審査会を開催した。

## 7 審査会の委員

会長 安本 晋

委員 岩崎 正司

委員 河原崎 尊親



